

令和3年（行ウ）第66号 供託金返還等請求事件
原告 木原功仁哉
被告 国

準備書面（8）

令和4年7月12日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

（原告の令和4年7月7日付け準備書面（7）の訂正）

一 同準備書面の第一の「一 訂正後の「請求の趣旨」の表示」の一 2（予備的請求）の記載に誤記があつたので、以下のとおり訂正する。

- 1 3行目から4行目にかけて、「及び本件訴訟事件」とある部分を削除する。
- 2 4行目の「認容する判決」とあると「認容しない判決」と訂正する。

二 以上により、予備的請求は、以下のとおりとなる。

「大阪高等裁判所令和4年（行サ）第14号行政上告提起事件（上告人・原告、被上告人・兵庫県選挙管理委員会）、同裁判所令和4年（行ノ）第13号行政上告受理申立て事件（申立人・原告、相手方・兵庫県選挙管理委員会）において、そのいずれかのうち、原告の請求を認容しない判決が確定したときは、被告は、原告に対し、金382万8930円及びこれに対する上記判決の確定日の翌日から払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。」